

## 河原アイペットワールド専門学校の方針

### I. 河原アイペットワールド専門学校の理念と目的

河原アイペットワールド専門学校は、「人と動物の理想の関係を目指して」を基本理念とし、学校教育法に基づき、文化・教養関係の専門課程を設置し、動物愛護の精神に立ち、幅広い創造性に溢れ、動物管理の専門能力を持った人材を育成し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。(学則第1条)

### II. 3つの方針

#### 1. 卒業認定・称号付与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本校では、動物に関わる幅広い知識技術を実践的に修め、広い視野と柔軟な思考力によって地域社会に貢献できる者に称号を付与する。具体的には、以下の三つの能力の習得を以って卒業要件とする。

- (1) 2年間のカリキュラムの履修を通し、人・社会・動物に関わる課題に対して動物愛護に基づいた動物関連業務従事者としての使命感とそれらに関わる知識・技術の専門家としての能力を身につけた者。
- (2) 論理的に考え、自己表現・コミュニケーション能力を有し、社会の変化に的確に対応できる柔軟性を持った者。
- (3) 企業・地域社会などのあらゆるコミュニティに寄与する組織的な活動能力を有する者。

#### 2. 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

1で策定している本校のディプロマ・ポリシーを達成するため、次の基本的方針に従って各学科の教育課程を編成し実践します。

##### (1) 動物看護・栄養管理学科

全国どの動物病院でも通用し、動物業界の発展に寄与できる動物看護師を育成する。

- ①動物栄養学に精通し、代表的な病気や犬種ごとに必要な栄養素、食事方法を学び、健康を維持できる栄養管理を学び、それらを飼い主にアドバイスできるよう30時間におよぶ講義を通じ習得する。
- ②動物医療に幅広く、深い知識を持ち、獣医師に指示される前に衛生面を考慮した検査、処置をできる技術を1年次に習得する。2年次では飼い主からの訴えや適切な問診から動物の疾病をある程度予測し、健康診断ができる技術を習得する。
- ③外科看護に精通し、犬猫の解剖生理、バイタルチェック(生命兆候)、各検査手技に関わる知識、技術を習得する。2年次では応急処置、周術管理の知識、技術等実践を通じ習得する。

##### (2) トリマー学科

どの企業の方針や経営理念にも適応でき、人と動物の絆を深めるトリマーを育成する。

- ①トリミングの基礎・基本を専門分野(グルーミング理論、トリミング理論)の講義で理論的に習得する。専門器具の取り扱い・管理を適切に行うことや動物の個体にあったトリミングを2年間のグルーミング実習をカリキュラムに組み込むことにより達成する。

- ②動物分野（スモールペット飼育学、動物健康管理学等）の講義で様々な動物の保管・管理を適切に行える幅広い知識を習得する。また動物の異変に迅速に気づき状態や怪我に対して、グルーミング実習で状況判断を行い、飼い主に適切な報告ができるようにカリキュラムに組み込み実践する。
  - ③専門分野（トリマーワーク演習、グルーミング理論等）の講義で飼い主の要望や生活状況からのカットスタイルの提案方法を習得し、2年間のグルーミング実習ではその実践や状況に応じ周囲への配慮や雑務、カルテの管理など幅広く業務に対応することをカリキュラムに組み込むことにより達成する。
- (3) ドッグトレーナー・ペットビジネス学科
- 人と動物の共生について工夫、改良できるドッグトレーナー、ショップスタッフを育成する。
- ①時代によって変化する動物に関わる法律や市場に適応し、犬、猫に限らず、小動物、鳥、熱帯魚など、様々な生き物の生態や習性、飼育方法など1年次のスモールペット飼育学Ⅰで基礎を履修し、2年次ではスモールペット飼育学Ⅱにおいて演習を通じ幅広い知識を身に付ける。
  - ②犬の行動心理を深く理解し、適切な犬の扱い方、犬の問題行動の解決に導く能力をしつけ実習を通じ習得する。
  - ③「生き物」という商品を取り扱う企業の方針や、経営理念に適応した販売戦略を立てられ、人と動物を取り巻く環境の改善方法を提案する人材を育成するために120時間におよぶペットショップ演習を通じた学修を含む。
  - ④人と動物の関係性や必要性を理解し、啓発活動及び啓蒙活動を行うことで動物が人間社会で人と共生できる方法を学ぶ。

### 3. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本校では、動物愛護の精神に立ち、幅広い創造性に溢れ、動物管理の専門能力を持ち、地域社会の発展に貢献することができる人材を育成するため、以下のような入学者を受け入れます。

- (1) 本校の学校理念を十分に理解している
- (2) 動物愛護の精神を持ち行動ができる
- (3) 目標を定め達成のために努力ができる
- (4) 日常生活において自己管理ができる
- (5) 常に感謝の心を持って行動ができる

附則 2019年2月1日制定

附則 2019年4月1日発効